

○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

平成24年3月30日
うるま市告示第64号

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示を次のように定める。
悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定による工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条の規定による当該規制地域についての規制基準
次の2のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

- 1 事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域
第1表のとおりとする。
- 2 指定地域内の事業場において発生する悪臭原因物の規制基準
 - (1) 法第4条第2項第1号に規定する敷地の境界線の地表における悪臭指数の規制基準
第2表のとおりとする。
 - (2) 法第4条第2項第2号に規定する排出口における臭気排出強度及び臭気指数の規制基準
法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。
 - (3) 法第4条第2項第3号に規定する敷地外に排出される排水における臭気指数の規制基準
法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。

第1表（1関係）

市町村名	規制基準の種類	区域の区分	区域	備考
うるま市	臭気指数	A 区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 石川、石川伊波、与那城中央、与那城平安座、与那城桃原、勝連平敷屋及び勝連南風原の各一部	第1図のうち実線で表示した区域
		B 区域	準工業地域 工業地域 工業専用地域 与那城平宮の1番、2番及び3番 字大田、字豊原、字前原、字塩屋、字川田、与那城照間及び与那城勢理客の全部 石川伊波、石川嘉手苺、石川山城、石川楚南、石川東恩納、字上江洲、字栄野比、字昆布、字天願、字川崎、字宇堅、字赤野、字安慶名、字西原、字兼箇段、字赤道、字平良川、字宮里、字江洲、字高江洲、喜仲四丁目、字仲嶺、字田場、字具志川、勝連南風原、勝連平安名、勝連内間、勝連浜、勝連比嘉、勝連津堅、与那城西原、与那城、与那城屋慶名、与那城饒辺、与那城池味、与那城宮城及び与那城伊計の各一部	
		C 区域	A 区域及びB 区域を除くうるま市の区域	

備考

- 1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定

に定められた地域をいう。

2 規制する地域の詳細図面は、うるま市市民部環境課に備え置き、閲覧に供する。

第2表（2関係）

区分	A 区域	B 区域	C 区域
許容限度（臭気指数）	15	18	21

備考

この表において、A 区域、B 区域及びC 区域とは、第1表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。